

自治会規約

第一茨木ビューハイツ自治会会則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本会は、管理規約に規定していない日常生活環境及び地域コミュニティの維持向上と、居住者間の親睦を図り、更によりよい人間関係を醸成し、居住者の連帯感のもとに、明るく楽しいマンション生活づくりと、併せて間接的に共用部分の維持管理に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、第一茨木ビューハイツ自治会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦活動に関する事。
- (2) 地域の環境整備、生活改善等に関する事。
- (3) 茨木市役所その他の関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められる事。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第二章 会員及び役員

(会員)

第6条 本会の会員は、第一茨木ビューハイツに居住する全世帯とする。

(会員の権利・義務)

第7条 会員は本会の行う事業に参加する権利を有し、この会則及び本会の決定に従う義務を負う。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1～3名 |
| (3) 書 記 | 2名 |
| (4) 会 計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |
| (6) 運営委員 | 若干名 |

(役員・班長の選出)

第9条 役員選出については次の順位により決定し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 立候補者の有無による。(第1順位)
 - (2) 役員会による推薦。(第2順位)
 - (3) 各棟より原則輪番制で選出。(第3順位)
2. 会長、副会長、書記、会計、会計監査及び運営委員は、役員の互選で決定する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指定した順序に従ってその職務を代行する。
3. 書記は、本会の事務を掌る。
4. 会計は、本会の会計全般を掌る。
5. 会計監査は、会の会計出納に関し監査する。

6. 運営委員は、自治会独自の活動（お食事会等）、玉島地区の地域行事（体育祭・文化展、防災訓練等）、及び茨木市行事（大掃除等）の事業の推進にあたる。
7. 会長及び副会長は、自治会ニュース等の広報活動を担当する。

（役員任期）

- 第11条 役員任期は2年とする。再任は妨げない。会長退任の時は、次期会長を補佐するため、可能な限り1年間は役員に留まらなければならない
2. 役員辞任その他の理由により、役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その者の任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、退任の後においても後任者が就任するまでは、前任者が引き続きその職務を行うものとする。

（班長）

- 第12条 班長は別表に定める区割りにより班内会員の輪番制によって選出する。ただし、役員が兼任することもできる。
2. 班長は、各班の代表として、本会の事業の推進に当たる。
 3. 班長の任期は1年とする。

第 3 章 会 議

（会議）

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 班長会議

（総会）

- 第14条 総会は、第6条に規定する会員で構成し、会長が召集する。総会には定期総会と臨時総会とあり、定期総会は毎年1回3月に行う。臨時総会は会長が必要と認めるときのほか、会員の3分の1以上の者から請求があったときに開催しなければならない。また、会員を招集しての開催が困難な時には書面による議決権行使に変えることができる。
2. 総会の議長は、会長が指名する。
 3. 総会は、会員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。ただし、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。
 4. 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 5. 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業運営の基本方針に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則等の制定改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項。

（役員会）

- 第15条 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査及び運営委員で構成する。
2. 役員会は、役員3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
 3. 役員会は、次の事項を企画し、執行にあたる。
 - (1) 事業運営の基本方針に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則等の制定改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する事項。

（班長会議）

- 第16条 班長会議は、各班の班長と担当役員で構成する。
2. 班長会議は、毎年1回、年度開始時に開催するものとする。また、会長が必要と認めるとき、または、3分の1以上の班長から請求があったときに会長が召集して開催しなければならない。

（会議録）

第17条 会長は、書記に総会及び役員会の会議録を作成させなければならない。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日をもって終わる。

2. 本会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(経費)

第19条 本会の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 通常会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入
- (5) その他

2. 通常会費は、1軒四半年500円を一単位とし、可能な限り一年分(2,000円)の全納を原則とする。班長は徴収した会費を会計に納入する。年度途中の入会時は、四半年の3ヶ月のいずれにかかわらず次四半年から年度末迄分を徴収する。退会時は、四半年の3ヶ月のいずれにかかわらず当該の四半年からの徴収分を返却する。退会時には該当者は班長または会計まで速やかに連絡すること。なお、四半年は、4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月とする。

(監査)

第20条 会計監査は、年1回以上会計監査をしなければならない。

2. 会計監査は、前項の監査結果を総会に報告しなければならない。

第 5 章 雑 則

(簿冊)

第21条 本会には、次の簿冊を備え付けなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 議事録
- (3) 金銭出納簿
- (4) 収支証票綴
- (5) 備品台帳

第22条 この会則の解釈等に疑義が生じた場合は、役員会において解釈の決定を行う。

(弔慰金)

第23条 本会は会員(居住者)が死亡の場合に弔慰金をおくる。この適用を受けるものは、会長に届け出て会計より給付を受けるものとする。ただし、届け出は事由発生より1ヶ月以内とし、届出のないものは失効とする。ただし、返しは一切無用。

弔慰金 一万円 供花 一对(ただし告別式以前に届け出の場合)

(附則)

この会則は、自治会設立総会(第1回)議決より有効となり、平成6年4月1日から施行する。

平成	7年3月12日	改正	平成	7年4月1日	実施
平成	8年3月10日	改正	平成	8年4月1日	実施
平成	10年3月22日	改正	平成	10年4月1日	実施
平成	11年3月7日	改正	平成	11年4月1日	実施
平成	14年3月17日	改正	平成	14年4月1日	実施
平成	26年3月16日	改正	平成	26年4月1日	実施
令和	3年3月9日	改正	令和	3年4月1日	実施

別表

班長の区割り

1 班	1 号棟 1 階	1 5 班	4 号棟 1 階
2 班	1 号棟 2 階	1 6 班	4 号棟 2 階
3 班	1 号棟 3 階	1 7 班	4 号棟 3 階
4 班	1 号棟 4 階	1 8 班	4 号棟 4 階
5 班	1 号棟 5 階	1 9 班	4 号棟 5 階
6 班	1 号棟 6 階	2 0 班	4 号棟 6 階
7 班	1 号棟 7 階	2 1 班	4 号棟 7 階
8 班	2・3 号棟 1 階	2 2 班	5 号棟 1・2・3・4 階
9 班	2・3 号棟 2 階	2 3 班	5 号棟 5・6・7 階
1 0 班	2・3 号棟 3 階		
1 1 班	2・3 号棟 4 階		
1 2 班	2・3 号棟 5 階		
1 3 班	2・3 号棟 6 階		
1 4 班	2・3 号棟 7 階		